

特定非営利活動法人 YNF コンプライアンスに関する規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人 YNF（以下、「当法人」という。）が社会の中で事業活動を営む上で基本となる「コンプライアンス」を実践していくために必要となる取り組み事項を定め、社会的要請に対応することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、当法人の役員、従業員、派遣社員等（以下、「従業員等」という。）が業務に従事するすべての者に適用する。

(コンプライアンスの基本的考え方)

第3条 当法人の「コンプライアンス」とは、従業員等が業務に従事するにあたり、次の行動を実践することと定義する。

- (1) 法令や社内規定などのルールを大切に守ること
- (2) 社会人として公正で、かつ責任ある行動をとること

2 当法人は、多角的な教育・研修等により、従業員等一人ひとりがコンプライアンスに対する意識を高めていくための活動（以下、「コンプライアンス活動」という。）を実施する。

第2章 コンプライアンス活動実施体制

(コンプライアンス担当役員)

第4条 当法人はコンプライアンス活動を推進するために、コンプライアンス担当役員（以下、「担当役員」という。）を置く。担当役員は、理事会を通じて当法人のコンプライアンス活動の充実をはかる。

第3章 コンプライアンス活動の実施、評価および改善

(活動方針と活動計画)

第5条 担当役員は、理事会で定めた活動方針に基づいて具体的な活動計画を策定する。

- 2 活動計画には中長期的な研修・教育計画を含む。

(実施)

第6条 担当役員は、計画された活動を具体的に展開し、その実施状況をフォローし定期的に理事会へ報告するなど、活動の目標達成をはかる。

(評価および改善)

第7条 理事会において、活動の目標達成の状況を定期的に評価し、改善すべき課題を明確にして、次年度の活動方針および活動計画等に反映する。

(コンプライアンス委員会)

第8条 コンプライアンス委員会は、代表理事を委員長とし、役職員及び複数の外部有識者を委員として構成する。

2. コンプライアンス委員会は、定例委員会として、委員長の招集により毎年3月に開催する。委員長は、必要があると認めるときは、臨時委員会をいつでも招集することができる。

第4章 コンプライアンス問題が発生したときの対応

(各部門の対応)

第9条 コンプライアンスに関する問題が発生したときの対応は、担当役員の発議により理事会の協議による。

2. 担当役員は、発生した問題および解決に至る経緯について理事会へ報告し、必要に応じて問題の所在、背景および再発防止策、関係者に対する厳格な処分等を実施し、公表を行う。

3. 担当役員は、発生した問題から抽出されるコンプライアンス上の教訓をコンプライアンス活動に取り込み、その後の活動内容の一層の充実をはかる。

第5章 その他

(内部通報システム)

第10条 当法人は、コンプライアンスに関する問題の所在またはその発生する恐れのある行為に関して、問題を早期に発見し是正するため、従業員等が直接に通報または相談できる窓口として、内部通報システムを設置する。このシステムは「内部通報システムに関する規程」に従い厳正に運用する。

附則

この規程は令和3年4月1日より施行する。(令和3年3月18日理事会決議)

附則

この規程は令和6年11月9日より施行する。(令和6年11月9日理事会決議)